

# みどりのたより

48号

平成23年3月28日

3月11日(金)に発生した東日本大震災により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様そのご家族の方々に対し心よりお見舞いを申し上げます。  
余儀なく被災地から避難された方々の救済をはじめ、予断を許さぬ事態への対応等が次々と発生しておりますが、心休まる日々の訪れと、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

## CONTENTS

- 農薬適正使用の徹底についての通知 . . . . . 1
  - 農薬適正使用の徹底について . . . . . 1
  - 農産物直売所で販売される農産物の適切な取り扱いについて . . . . . 4
- 特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について . . . . . 5
  - 特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について . . . . . 6
- 関連記事・報道等の紹介
  - 平成22年度高温適応技術レポート
  - 2010年の猛暑下でのベントグリーンで発生した病害の傾向と対策 . . . 19
  - 平成23年度農業技術の基本指針について . . . . . 19
  - 平成22年に発表された病虫害発生予察情報「特殊報」について . . . 27
    - ・ イネ南方黒すじ萎縮病
    - ・ きくのキク茎えそ病
    - ・ うめのウメ輪紋ウイルスによる病害
    - ・ 茶のミカントゲコナジラミ
    - ・ レタスのレタスヒゲナガアブラムシ
    - ・ ヒメボクトウ
    - ・ チャノキイロアザミウマ(新規系統)
    - ・ 各都道府県が発表した病虫害発生予察情報「特殊報」 . . . . . 30
- 農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の  
一部改正について . . . . . 33
- 食品・添加物等規格基準の改正について . . . . . 33
- 協会からのお知らせ . . . . . 34

社団法人 緑の安全推進協会

## ● 農薬適正使用の徹底についての通知

農林水産省は、適用作物の誤認などの不注意に起因する農薬の不適正使用による農薬残留基準の超過事例が報告されていることを踏まえ、農薬使用者が農薬を適正に使用するよう地方農政局を通じ都道府県への指導徹底に関する通知を出しました。

今回の通知では、農産物直売所に出荷された「しゅんぎく」から適用のない農薬が検出されたことを踏まえ、農産物直売所に出荷を行う生産者に対しても指導を求めています。

なかでも、作物の名称や形状が似ている作物について、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように誤認しやすい適用作物を例示し、対象作物に適用のあることが確認された農薬のみを使用することを強調しています。

また、農産物直売所に出荷された農産物から、適用のない農薬が検出されたものや、残留基準を超える残留農薬が検出されたものが見つかったことなどから、農産物直売所に農産物を出荷する生産者に対して、農薬の適正使用や衛生管理の指導に関する通知を出しました。

### 【課長通知】

消費・安全局農産安全管理課長から  
各地方農政局消費・安全部長等あて

22 消安第 7478 号  
平成 22 年 12 月 15 日

### 農薬適正使用の徹底について

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に基づき、適正使用の推進を図っているところである。

ポジティブリスト制度の導入後、まもなく 5 年を迎えるが、依然として、適用作物の誤認などの不注意に起因する農薬の不適正使用による農薬残留基準の超過事例が報告されている。

ついては、貴職から都道府県に対し、農薬使用者が特に下記の事項に留意して、農薬を適正に使用するよう、通知・指導ありたい。

なお、先般、農産物直売所に出荷された「しゅんぎく」から適用のない農薬が検出されたことを踏まえ、農産物直売所に出荷を行う生産者に対しても、対象作物に適用のあることが確認された農薬のみを使用するようご配慮願いたい。

### 記

1. ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認すること。
2. 農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。
3. 作物の名称や形状が似ている作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意すること（別紙参照）。

## 誤認しやすい適用作物例

	作物名
1	ブロッコリー と 茎ブロッコリー
2	トマト と ミニトマト
3	ねぎ と わけぎ と あさつき
4	キャベツ と メキャベツ
5	しゅんぎく と きく と 食用ぎく
6	メキャベツ (子持ちカンラン) と 非結球メキャベツ (プチベール)
7	さくら と 食用さくら (葉)
8	てんさい と かえんさい
9	にんにく と 葉にんにく
10	未成熟とうもろこし と ヤングコーン (ベビーコーン)
11	しょうが と うこん
12	たまねぎ と 葉たまねぎ

※注1 それぞれの農薬の適用は異なるものであり、例えば、「トマト」に適用のある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできない。

※注2 作物に適用があるかどうかは、必ず適用表を確認すること。

近頃「しゅんぎく」における適用外の農薬の検出が相次いで認められていることから、特に「しゅんぎく」、「食用ぎく」、「きく」に適用のある農薬一覧表を参考として添付する。

## 別紙参考

観賞用の「きく」に適用があつて、「食用ぎく」または「しゅんぎく」に適用のある剤

(平成22年12月15日現在)

作物によって使用時期や使用方法、散布濃度や使用回数が異なりますので、農薬は適用表をご確認の上使用してください。

本表に記載のない農薬は、観賞用の「きく」に適用があつても、「食用ぎく」や「しゅんぎく」には使用できません。

登録 番号	農薬の種類	農薬の名称	適用の有無	
			食用ぎく	しゅんぎく
10606	DDVP乳剤	ホスピット乳剤75	○	
11965	DDVP乳剤	デス75	○	
11966	DDVP乳剤	デス75	○	
12009	DDVP乳剤	ホクコーDDVP乳剤75	○	
18775	DDVP乳剤	ヤシマDDVP乳剤75	○	
13412	DDVP乳剤	サンケイDDVP乳剤75	○	
13418	DDVP乳剤	日産DDVP乳剤75	○	
13424	DDVP乳剤	日農DDVP乳剤75	○	
15366	D-D剤	DC油剤	○	

15167	D-D剤	テロン92	○	
16824	TPN水和剤	クミアイダコニール1000	○	
16825	TPN水和剤	武田ダコニール1000	○	
16823	TPN水和剤	ダコニール1000	○	
21759	TPN水和剤	STダコニール1000	○	
18953	アクリナトリン水和剤	アーデント水和剤	○	
22321	アクリナトリン水和剤	アザミバスター水和剤	○	
18955	アクリナトリン水和剤	日農アーデント水和剤	○	
19112	アセタミプリド水溶剤	モスピラン水溶剤	○	○
19113	アセタミプリド水溶剤	日農モスピラン水溶剤	○	○
22583	アセタミプリド水溶剤	モスピラン顆粒水溶剤	○	○
22584	アセタミプリド水溶剤	日農モスピラン顆粒水溶剤	○	○
20574	アゾキシストロビン水和剤	アミスター20フロアブル		○
18562	イミダクロプリド水和剤	アドマイヤーフロアブル	○	
18563	イミダクロプリド水和剤	クミアイアドマイヤーフロアブル	○	
19842	エマメクチン安息香酸塩乳剤	アフーム乳剤	○	○
21987	クレソキシムメチル水和剤	ストロビーフロアブル	○	○
21989	クレソキシムメチル水和剤	日産ストロビーフロアブル	○	○
21988	クレソキシムメチル水和剤	日曹ストロビーフロアブル	○	○
19185	クロルフェナピル水和剤	クミアイコテツフロアブル	○	
19184	クロルフェナピル水和剤	コテツフロアブル	○	
19186	クロルフェナピル水和剤	日曹コテツフロアブル	○	
19479	クロルフェナピル水和剤	ヤマコテツフロアブル	○	
20811	ジノテフラン水溶剤	スタークル顆粒水溶剤	○	○
20812	ジノテフラン水溶剤	アルバリン顆粒水溶剤	○	○
20813	ジノテフラン水溶剤	ホクコースタークル顆粒水溶剤	○	○
20961	ジノテフラン水溶剤	三井東圧アルバリン顆粒水溶剤	○	○
22738	ジノテフラン粒剤	スターガード粒剤		○
20805	ジノテフラン粒剤	スタークル粒剤	○	
20806	ジノテフラン粒剤	アルバリン粒剤	○	
20807	ジノテフラン粒剤	ホクコースタークル粒剤	○	
20959	ジノテフラン粒剤	三井東圧アルバリン粒剤	○	
16590	シペルメトリン乳剤	クミアイアグロスリン乳剤	○	
16589	シペルメトリン乳剤	アグロスリン乳剤	○	
16591	シペルメトリン乳剤	日農アグロスリン乳剤	○	
20178	スピノサド水和剤	スピノエース顆粒水和剤	○	
20179	スピノサド水和剤	日産スピノエース顆粒水和剤	○	
20180	スピノサド水和剤	クミアイスピノエース顆粒水和剤	○	
14390	ダズメット粉粒剤	バスアミド微粒剤	○	○
17721	ダズメット粉粒剤	ホクコーガスタード微粒剤	○	○
17719	ダズメット粉粒剤	クミアイガスタード微粒剤	○	○
11573	チオファネートメチル水和剤	トップジンM水和剤	○	

11575	チオファネートメチル水和剤	ホクコートトップジンM水和剤	○	
11574	チオファネートメチル水和剤	クミアイトップジンM水和剤	○	
11576	チオファネートメチル水和剤	ヤシマトップジンM水和剤	○	
20976	チオファネートメチル水和剤	日農トップジンM水和剤	○	
21177	デンプン液剤	園芸用でんぷんスプレー		○
22135	トリホリン乳剤	クミアイサプロール乳剤	○	
17489	トリホリン乳剤	サプロール乳剤	○	
13725	トリホリン乳剤	住商サプロール乳剤	○	
21786	トリホリン乳剤	S Tサプロール乳剤	○	
22133	トリホリン乳剤	サプロール乳剤	○	
22134	トリホリン乳剤	住商サプロール乳剤	○	
22136	トリホリン乳剤	S Tサプロール乳剤	○	
19103	ニテンピラム粒剤	ベストガード粒剤	○	○
21609	ニテンピラム粒剤	協友ベストガード粒剤	○	○
17814	ピリダベン水和剤	サンマイトフロアブル	○	
18500	フルフェノクスロン乳剤	カスケード乳剤	○	○
22176	ベンディメタリン乳剤	ゴーゴーサン乳剤	○	
15446	ベンディメタリン乳剤	ゴーゴーサン乳剤30	○	
20737	マラソン乳剤	マラソン乳剤	○	
22628	マラソン乳剤	日産マラソン乳剤	○	
2532	マラソン乳剤	サンケイマラソン乳剤	○	
12261	マラソン乳剤	一農マラソン乳剤	○	
12266	マラソン乳剤	サンケイマラソン乳剤	○	
2280	マラソン乳剤	日農マラソン乳剤	○	
2300	マラソン乳剤	ホクコーマラソン乳剤	○	
21901	マラソン乳剤	協友マラソン乳剤50	○	
17687	ミクロブタニル乳剤	ラリー乳剤	○	
19656	ミルベメクチン水和剤	コロマイト水和剤	○	

注) 本表に記載していませんが、「野菜類」に適用のある農薬は、「食用ぎく」や「しゅんぎく」に使用できます。

【課長通知】

消費・安全局農産安全管理課長から  
各地方農政局消費・安全部長等あて

22消安第7529号  
平成22年12月16日

農産物直売所で販売される農産物の適切な取扱いについて

先般、保健所の検査で、農産物直売所に出荷された農産物から、適用のない農薬が検出されたものや、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準を超える残留農薬が検出され

たものが見つかりました。

また、本年は、例年以上にノロウイルスによる食中毒が発生したり注目されたりしていることから、食品を扱う者がノロウイルスによる食中毒の発生防止対策に取り組むことが必要です。さらに、今秋は毒キノコによる食中毒事例が多発しました。

このような状況を勘案すると、今後農産物直売所で販売される農産物についても、農薬の適正使用や衛生管理がますます重要となります。これを怠り問題が発生してしまうと、農産物直売所の信頼が失墜するだけでなく、経済的に大きな損失を被る可能性があります。

については、農産物直売所の管理者（以下「管理者」という。）や、農産物直売所に農産物を出荷する生産者（以下「生産者」という。）に対し、下記の事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都道府県に対して通知・指導していただくようお願いいたします。

## 記

1. 生産者が栽培段階で農薬を使用する際は、「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農産安全管理課長通知）にしたがって農薬を適正に使用しなければならない。管理者は、生産者に対して農薬の適正使用に関する注意喚起を行うとともに、必要に応じて定期的に記録を提示させ農薬の使用状況について確認すること。
2. 管理者及び生産者は、野菜の加工、包装、販売を行う場合には、ほこり等の異物の混入や有害微生物による汚染が発生する可能性を低減するために、野菜と触れる手、器具、容器や棚等を清潔に保つとともに、陳列棚や農産物について適切な温度が維持されるよう、なお一層留意すること。また管理者は、食中毒が疑われるような体調不良の者を、農産物を取り扱う作業に従事させないこと。
3. 野生のキノコの採取・販売に当たっては、引き続き食品衛生部局と連携を図りつつ、きのこアドバイザー等の専門家の判断を求めながら、その安全性について十分な確認を行うこと。

## ● 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について

平成 23 年 2 月 4 日、農林水産省及び環境省は、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」（平成 23 年 2 月 4 日付け 22 消安第 8101 号・環水大土発 110204001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長）を発出しました。

これまで、特定農薬には、平成 15 年 3 月に食酢、重曹及び使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵が指定されていました。また、特定防除資材に該当しないとされた資材については「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取り扱いについて」（平成 16 年 4 月 23 日付け 15 消安第 7426 号・環水土発第 040423001 号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長店名通知）においてその取扱いが示されてきました。

上記以外の資材については特定防除資材としての指定の判断が保留され、情報収集を行い審議が進められてきました。

審議の結果を踏まえ、これまで判断が保留されていた資材について、「名称から資材が特定できないもの（別表 1）」、「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれのあるもの（別表 2）」及び「法に規定する農薬の定義に該当しないもの（別表 3）」に分類され、これらの資材については、特定防除資材の検討対象としないこととされました。

特に、別表1又は別表3に掲げる資材については、法で定める場合を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ製造、販売、使用をしてはならないとされています。

なお、今回の通知に平成16年の通知に掲げた資材を含めたことから、平成16年の通知は廃止されました。

今回の通知のうち通知別表1又は別表2に掲げられた資材については、これまで、「使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」とされてきたが、今回の通知が出されたことにより、今後は「使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用する場合であっても取締りの対象とされる」こととなりました。

注意願います。

#### 参考

別表1：青草（雑草やわき芽、ハーブなど）、油粕、アルカリ性ビルダーなど計78資材、

別表2：アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム、硫黄、イソプロピルアルコールなど計129資材

別表3：UV（紫外線）反射フィルム、UVカットフィルム、温風など計86資材

#### 【局長通知】

農林水産省消費・安全局長  
環境省水・大気環境局長から  
都道府県知事  
関係団体 あて

22 消安第8101号  
環水土発第110204001号  
平成23年2月4日

### 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について

特定農薬（以下「特定防除資材」という。）は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項ただし書の規定に基づき、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬とされている。

農林水産省及び環境省では、平成14年に実施した調査で得られた特定防除資材の候補となる資材の情報を基に、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合（以下「合同会合」という※。）の審議を踏まえ、平成15年3月に、食酢、重曹及び使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵を特定防除資材として指定した。また、合同会合における審議の結果、特定防除資材に該当しないとされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」（平成16年4月23日付け15消安第7436号・環水土発第040423001号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長連名通知。以下「平成16年通知」という。）においてその取扱いを示してきたところである。

上記以外の資材については、特定防除資材としての指定の判断が保留され、これら資材の安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議が進められた。

その審議を踏まえ、今般、判断が保留された資材について、別記のとおり分類し、別表1から別表3までに掲げる資材については特定防除資材の検討対象としないこととする。

特に、別表1又は別表2に掲げる資材については、法で定める場合を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工若しくは輸入、販売又は使用をしてはならないので、

貴職におかれては、この旨御了知の上、貴県内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。

なお、別記の分類に、平成 16 年通知に掲げた資材を含めたことに伴い、平成 16 年通知を廃止するので、併せて御了知願いたい。

※平成 17 年 3 月 31 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成 22 年 7 月 26 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。

別記 特定防除資材の検討対象としない資材の整理について

分類	
別表 1	名称から資材が特定できないもの
別表 2	資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの
別表 3	法に規定する農薬の定義に該当しないもの

別表 1 名称から資材が特定できないもの

番号	資材名	番号	資材名
1	青草（雑草やわき芽、ハーブなど）	23	鉍滓粉末
2	油粕	24	酵素、総合酵素、タンパク質分解酵素
3	アルカリ性ビルダー	25	高分子ポリマー
4	安定剤	26	香料
5	いね科植物	27	コトニー
6	エビ類	28	根粒菌
7	オーシャンナーゼ	29	魚、小魚、魚粉
8	貝化石	30	魚煮出し分解濃縮液
9	海水	31	酒粕
10	海草（食用のものを除く）	32	雑穀
11	海洋深層水から作られた塩	33	山野草
12	核酸関連物質	34	CSL（コーンステイアプリカー；トウモロコシを浸漬した、コーンスターチの生産過程で生じる副産物）
13	過酸化脂質	35	ジーケン
14	カツオの魚体	36	食品添加物
15	カニ類	37	シルクパウダー
16	カンフル剤	38	スモーク油乳化剤
17	ギシチャー	39	洗濯の廃液
18	キレート亜鉛	40	堆肥
19	キレート鉄	41	竹
20	鶏骨	42	脱酸素剤
21	ケイ素を含む鉍石	43	多糖類
22	コーゲンターゼ	44	炭酸塩有機酸

前の別表 1 からの続き

番号	資 材 名	番号	資 材 名
45	淡水藻類	62	ビターゼ
46	炭素酸（コークス、無煙炭）	63	ビタミン類
47	中性洗剤	64	ヒューミックアシズ
48	直鎖アルキルベンゼン系	65	微量元素
49	土	66	プラスチック
50	電子エネルギー水、波動水、セラミック水、脱酸素水	67	風呂の残り湯
51	天然ハーブ精油（食用以外のもの）	68	分散/展着剤（5%）
52	トマト果実及び葉茎等の残さ	69	防腐剤
53	南天星	70	保存剤
54	乳化剤	71	マツ、松の根
55	粘着剤	72	豆粕（マメカス）
56	粘土	73	ミント類
57	灰（かまどの灰）	74	籾殻酢液
58	廃油	75	有機ゲルマニウム
59	醗酵モロミ残渣液	76	有機酸
60	ハナズボミ	77	有機溶剤
61	微生物培養エキス	78	ワックス

別表 2 資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの

番号	資材名	別名
1	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES
2	硫黄	
3	イソプロピルアルコール	IPA、2-プロピルアルコール、イソプロパノール
4	エタノール（酒類を除く）	エチルアルコール
5	エチレングリコール	1,2-エタンジオール、エタン-1,2-ジオール、不凍液
6	塩化ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物
7	塩化マンガン	
8	塩基性塩化銅	
9	塩酸	
10	1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン	3-メチル-4-イソプロピルフェノール、イソプロピルメチルフェノール
11	オレイン酸ナトリウム	
12	過酸化カルシウム	
13	過酸化水素水	オキシドール

14	過炭酸ナトリウム	
15	過マンガン酸カリウム	
16	ギ酸カルシウム	
17	銀	
18	クレオソート	グアヤコール
19	クレゾール	
20	コロイド性炭酸カルシウム	
21	酢酸銅	
22	酸化鉛	光明丹（四酸化三鉛）
23	次亜塩素酸カルシウム	高度サラシ粉
24	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ソーダ
25	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	
26	ジベレリン	
27	脂肪酸	
28	脂肪酸グリセリド（デカノイルオクタノイルグリセロール）	
29	消石灰	水酸化カルシウム
30	シナムアルデヒド	
31	水酸化カリウム	
32	水酸化ナトリウム	苛性ソーダ
33	ストレプトマイシン	
34	石灰窒素	シアナミド
35	ソルビタン脂肪酸エステル	
36	ソルビトール	ソルビット
37	炭酸カルシウム	
38	炭酸水素ナトリウム・銅液剤	
39	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット	
40	銅イオン水	
41	ナフサク（ $\alpha$ -ナフタリン酢酸）	1-ナフタリン酢酸
42	ナフタリン	ナフタレン
43	二酸化塩素	
44	二酸化ケイ素（シリカゲル）	
45	パラホルムアルデヒド	
46	パントテン酸カルシウム	ビタミン B5
47	ヒドロキシプロピルデンブレン	
48	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	
49	ベンジルアデニン	BA
50	ホウ酸	
51	ポリエチレングリコール	PEG
52	ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル	
53	ホルクロルフエニユロン	
54	ホルムアルデヒド	ホルマリン
55	メタノール	メチルアルコール

56	硫酸	
57	硫酸銅・生石灰（ボルドー液の原材料）	
58	OYK菌	
59	遺伝子組換え酵母	
60	黄いぼ虫生菌	アッセルソニア菌
61	硬化病菌	
62	光合成細菌	
63	黒きょう病菌	
64	コナガカビ	
65	コナガ顆粒病ウイルス	
66	コブノメイガ顆粒病ウイルス	
67	昆虫疫病菌（ハエカビ類）	
68	昆虫病原菌	
69	昆虫病原性ウイルス（顆粒病ウイルス）	
70	昆虫病原性線虫類	
71	糸状菌	
72	スタイナーネマ・クシダイ	
73	赤色イオウ細菌	
74	線虫捕食菌	
75	タラロマイセス・フラバス	
76	竹林菌	
77	トリコデルマ・ハルジアナム	
78	トリコデルマ・ビリデ	
79	トリコデルマ生菌	
80	ニカメイガ顆粒病ウイルス	
81	ネオジギテス・バービスボラ	
82	パーティシリウム・レカニ	
83	パスツーリア・ペネトランス	
84	バチルス・ズブチリス	
85	バチルス・チューリングンシス	BT
86	非病原性エルビニアカロトボーラ菌	
87	フォーマ菌	
88	フシダニカビ	ヒルステラ菌
89	ペキロマイセス・フモソロセウス	
90	ペキロマイセス菌（ペキロマイセス・フモソロセウスを除く）	
91	ペニシリウム属（ペニシリウム・ピラーイ菌 等）	
92	ヘミプタルセヌス・バリコルニス	
93	放線菌	
94	ボーベリア・バッシアーナ	
95	ボーベリア属菌（ボーベリア・バッシアーナを除く）	
96	メタリジウム菌	
97	モナクロスポリウム・フィマトパガム	

98	緑きょう病菌	
99	アオバアリガタハネカクシ	
100	オオスズメバチ	
101	キアシナガバチ	
102	キイロスズメバチ	
103	クロスズメバチ	
104	コガタスズメバチ	
105	セグロアシナガバチ	
106	フタモンアシナガバチ	
107	モンスズメバチ	
108	スチレンポリマー	
109	石油（灯油）	
110	ドライアイス	
111	パラフィン、パラフィンワックス	
112	漢方原材料（陳皮、苦楝皮、甘草（マメ科カンゾウ）を除く）	
113	大豆サポニン	
114	たばこくず・たばこ抽出物	
115	茶の実及び茶の実の粕	
116	ツバキ油、ツバキ油粕（椿サポニン）、ツバキの種子	
117	ひまし油	
118	木酢タール	
119	アセビ	アシビ
120	アロエ	
121	キラヤ材	シャボンノキ
122	除虫菊	
123	スズラン	
124	<i>Tylophora Asthmatica</i> の葉	
125	ユッカ（リュウゼツラン科）	
126	悪茄子ワルナスビ	
127	珪藻土	
128	動物の尿尿（家畜、うさぎ等を含む）	
129	ひとで	

別表3 法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資材名	別名
1	UV（紫外線）反射フィルム	
2	UVカットフィルム	
3	温風	
4	紙	紙マルチ

5	抗菌マルチ	
6	昆虫行動制御灯	黄色蛍光灯
7	紫外線投光器	
8	樹幹へのわら巻き	
9	水蒸気	
10	水田の水（深水栽培）	
11	太陽熱消毒法	
12	多目的防災網	
13	地中加温	
14	電撃殺虫器	
15	電灯、発光ダイオード等による照明	
16	熱湯	
17	粘着板・粘着シート	
18	爆音器	
19	反射マルチ	
20	防虫袋	果実袋
21	防虫網・寒冷紗	
22	水（普通の水）	
23	溝掘り	
24	誘蛾灯	
25	アイガモ	
26	アヒル	
27	牛	
28	カエル	
29	コイ	
30	スズメ	
31	ドジョウ	
32	羊	
33	フナ	
34	ホウネンエビ	オバケエビ、タキングョ
35	ヤギ	
36	イタリアンライグラス	ネズミムギ
37	エンドウ等コンパニオンプラント	共栄作物
38	エンバク	オートムギ
39	ギニアグラス	
40	クロタラリア	こぶとり草
41	ソルゴー	こうりゃん、ソルガム、もろこし
42	マリーゴールド	
43	ラッカセイ	ナンキンマメ
44	緑肥作物	
45	EDTA-4Hのカルシウム塩	
46	塩化カルシウム	

47	カリ肥料	
48	クエン酸-3-カリウム	クエン酸トリカリウム
49	グリセリン	1, 2, 3-プロパントリオール、 グリセロール
50	グリセリン脂肪酸エステル	
51	ケイ酸カリウム	
52	ケイ酸マグネシウム	
53	ケイ酸石灰	
54	コハク酸ナトリウム	
55	酢酸（食酢を除く）	氷酢酸
56	硝酸カルシウム	
57	第三リン酸ナトリウム	リン酸三ナトリウム
58	多価アルコール脂肪酸エステル	シヨ糖ラウリン酸エステル
59	尿素	カルバミド
60	ビタミン B2	リボフラビン
61	フマル酸	
62	ホウ素及びその化合物（ホウ酸を除く）、ホウ素入りカルシウム	
63	ポリリン酸カリウム	
64	有機酸カルシウム	
65	硫酸アンモニウム	硫安
66	硫酸カルシウム	石膏
67	硫酸マグネシウム	エプソム塩
68	硫酸マンガン	
69	硫酸第一鉄	硫酸鉄(II)
70	リンゴ酸	
71	リンゴ酸ナトリウム	
72	リン酸剤	リン酸肥料
73	アルファルファペレット	
74	液状活性炭	
75	寒天	
76	くず大豆	
77	くず米	
78	鶏ふん	
79	固形アルコール	
80	食用着色料	
81	天照石	見立礫岩
82	にがり	
83	ヒカゲノカズラの孢子	石松子
84	マーガリン	
85	木工用ボンド	
86	ろう	

## ● 関連記事、・報道等の紹介

### ○ 「平成22年度高温適応技術レポート」について

農林水産省は、昨年夏の高温被害を踏まえ、23年作に向けて、普及指導員等が技術指導を行う際の参考として、高温に対する技術対策として、「平成22年度高温適応技術レポート」を取りまとめました。

ここではその概要、レポートの内容を簡潔に紹介します。レポート本文等につきましては、以下のURLをご覧ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/index.html>)

#### (概要)

### 「平成22年度高温適応技術レポート」

(平成23年2月 農林水産省)

#### はじめに

平成22年夏の気候は、北・東日本中心に多くの地点（北日本：23／39地点、東日本：27／47地点、西日本：5／58地点）で夏の平均気温が統計開始以来最も高い記録的な猛暑となり、9月中旬まで継続した。

水稻は、登熟期の長期間にわたる高温の影響から白未熟粒が発生し、1等比率が低下した。

かんきつ類では浮皮、日焼け果が、りんごでは着色不良、日焼け果が発生し、野菜では、夏秋産地で病害の多発、生育不良、秋冬産地で播種・定植の遅れ等が発生した。

飼料作物では東北で寒地型牧草の夏枯れや再生不良等が発生し、家畜では東北で豚、肉用鶏、関東で乳用牛、採卵鶏が被害を受けた。

異常な高温に対して収量、品質の影響を軽減する高温適応技術について、その効果を検証するため、平成22年10～11月に全国の都道府県普及指導センターへアンケート調査を実施した。

「本レポート」は、23年作に向けた農畜産物の高温適応技術の普及・啓発を図るため、都道府県普及指導員等が技術指導等を行う際の参考としてとりまとめた。

## 1. 平成22年夏（6～8月）の天候経過（出典：気象庁）

### （1）概況

#### ① 平均気温

平成22年夏の平均気温は、北日本から西日本にかけて顕著な高温となった。

特に、北日本と東日本は統計を開始した1946年以降で最も高い記録的猛暑となった。

#### ② 降水量

平成22年夏の降水量は、北日本日本海側でかなり多く、西日本太平洋側と沖縄・奄美で多かった。一方、東日本では少なく、北日本太平洋側と西日本日本海側では平年並だった。

#### ③ 日照時間

平成22年夏の日照時間は、東日本太平洋側でかなり多く、東日本日本海側で多かった。一方、沖縄・奄美ではかなり少なく、北日本と西日本では平年並だった。

### （2）高温、少雨の記録

平成22年夏の猛暑日（日最高気温35℃以上）、真夏日（日最高気温30℃以上）、日最低気温25℃以上日数は、いずれも全国的に平年を上回ったところが多かった。

### (3) 平成22年夏(6~8月)の高温の要因と近年の傾向

—省略—

## 2. 高温による農畜産物の被害の発生状況

### (1) 水稲

#### ① 被害状況

平成22年産は記録的な高温に見舞われ、米の内部が白く濁る白未熟粒の発生が多発し、1等比率の著しい低下が各地で見受けられた。また、北関東の一部地域では、収量の著しい低下も見受けられた。

ブロック別に見ると、北海道を除いて全国的に品質低下が著しかった。

品種別に見ると、高温耐性品種(水稲では登熟期の高温に対する耐性を有する品種をいう。以下同じ。)が、品質低下の割合が小さかったことが認められるが、中にはその効果が十分発揮されなかったものも見受けられた

#### ② 平成22年の気象状況と出穂時期及び登熟期間の気温

これまでの高温障害に関する調査等から、心白粒、乳白粒など白未熟粒は、出穂後約20日間において、日平均気温が26℃~27℃以上になると発生が増加することが知られている。この他、胴割粒は、出穂後10日間の最高気温が32℃以上の条件で発生が増加するなど、登熟期間の気温によって大きな影響を受けることが知られている。

平成22年産米については、全国の多くの地域で白未熟粒の発生が報告されている。

### (2) 麦

北海道の小麦では、6月中旬以降の登熟期が高温で経過したことから、登熟期間が7~10日程度短縮され、子実の充実不足から細粒傾向となった。収穫量は297kg/10a(平均収量対比63%)に減収し、品質を低下させた。

### (3) 大豆

大豆では、高温のみが原因となる障害の報告はないものの、特に開花期以降の干ばつが原因と考えられる青立ち、落花・落莢、小粒化、裂皮等の生育不良の障害の発生や、害虫の多発について報告があった。

### (4) ばれいしょ

北海道では、低温により植付開始が遅れ気味に推移した上、植え付け後も気温は低めに推移したことから、生育は全般的に遅れた。加えて、5月中旬には十勝地域において大雨があり、排水不良ほ場では不萌芽などの被害が生じた。

### (5) 茶

静岡県、京都府、佐賀県などにおいて、夏場の干ばつや高温により、新芽の生育抑制や葉焼けがみられたものの、その後の降雨及びかん水等の実施により、茶生産に影響を及ぼす被害はみられなかった。

### (6) 果樹

高温・少雨の傾向が顕著であったため、各地で日焼け果の発生、高温が続くことによる着色不良等が平年より多く発生したとの情報が寄せられた。

うんしゅうみかんでは日焼け果の多発が、うんしゅうみかんと中晩かん類で梅雨前後の乾燥による生理落果や肥大・減酸の抑制がみられた。

りんごでは日焼け果の発生や着色不良が、ぶどうでも着色不良、果粒の軟化・萎れがみられた。

その他日本なし、もも、かき等でも日焼け果の発生、着色不良がみられた。

また、全般的に小玉傾向となっており、夏期の少雨が一因と考えられている。

## (7) 野菜

野菜では品目、産地及び生育ステージで影響が異なる。出荷段階となる夏秋産地では病害の多発、生育不良及び着果不良等により収量や品質が低下した。また、播種・生育初期段階となる秋冬産地では播種・定植の遅れ、発芽不良、生育の遅れ等により、収量が低下した。

## (8) 飼料作物

飼料作物においては、我が国の多様な気象に対応した多種の飼料作物が開発・導入されており、一般に高温等による障害を受けにくい。

しかし、東北でオーチャードグラス等寒地型牧草の一部夏枯れや刈り取り後の再生不良などがみられた。

当該地域等では牧草の収穫時の刈り取り高を高くする、牧草が枯死した部分への追播などの取組などが行われ、高温の影響の緩和が図られている。

この他、九州地方においては高温により青刈りとうもろこしについて南方サビ病や飼料用稲においてウンカの発生が一部みられた。

## (9) 家畜

—省略—

## 3 高温適応技術の実施状況及び評価

### (1) 主な高温適応技術の実施状況

平成22年夏における高温適応技術の実施状況を把握するため、全国の普及指導センター（369センター）に対し平成22年10～11月にかけてアンケート調査を実施した。

#### ① 水稲

登熟期が異常に高温となることで、品質低下が起こることが知られているが、これまでの高温障害に関する調査等から、気象以外の要因として、

- ア コシヒカリやヒノヒカリなど高温耐性を有さない品種へ作付けが集中していること
- イ 田植え期の前進により登熟期を通して高温となること
- ウ 食味を意識した施肥量の削減により登熟期後半に稲体が凋落すること
- エ コンバイン収穫作業の効率化のため早期落水すること
- オ 地力低下や作土層の浅耕化により根の活力が低下すること
- カ 中干しの不徹底等により分けつ過剰となり穂数や籾数が過剰となること

などが複合的に関係していることが知られている。

これらを踏まえ、具体的な高温適応技術として、高温耐性品種への転換や登熟期の高温遭遇を回避する作期の遅い品種への転換が挙げられる。移植後の回避技術としては、穂肥等肥培管理の徹底、出穂後の通水管理、早期落水の防止、堆肥施用や深耕等土づくり、適正な籾数への誘導などの技術が挙げられる。

#### ② 麦

高温により根が弱っていることから葉面に窒素散布を行い、早期成熟を防ぐ対策が取られたものの、効果は認められなかったとの報告があった。

#### ③ 大豆

対策として、畝間かん水、適期・適正防除が挙げられる。

#### ④ ばれいしょ

「浴光育芽の実施」、「病虫害の防除の徹底」についてある程度の効果があった。

#### ⑤ 茶

高温障害に係る適応技術として、「かん水」や、棚施設のある茶園では「被覆」、「整枝」が、あ

る程度の効果が認められたとの報告があった。また、茶園の根域を確保するための土づくりの推進が必要であるとの報告があった。

## ⑥ 果樹

### ア かんきつ類

マルチ栽培の導入、カルシウム剤の塗布、遮光資材の導入挙げられている。

### イ りんご

優良着色品種・黄色系品種の導入、が挙げられている。

### ウ なし、ぶどう

高温耐性品種の導入（なし、ぶどう）、遮光資材の導入（なし）、かん水、棚面散水（ぶどう）、環状はく皮の導入（ぶどう）が挙げられている。

## ⑦ 野菜

### ア 葉茎菜類（はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス）

地温抑制マルチの導入、高温耐性品種の導入、遮光資材の導入が挙げられている。

### イ 果菜類（トマト、きゅうり、ピーマン）

遮光資材の導入、夏秋栽培用品種等の導入、散水・かん水、循環扇の導入が挙げられている。

### ウ 根菜類（にんじん、だいこん）

かん水、敷わらの導入、地温抑制マルチの導入が挙げられている。

## ⑧ 花き全般

遮光資材の導入、循環扇・換気扇の導入、高温耐性品種の導入が挙げられている。

## ⑨ 飼料作物

耐暑性・耐病性品種等の導入、草地等の適正管理が挙げられている。また、病虫害等の防除方法の改善等の技術改良が課題としてあげられている。

## ⑩ 家畜

—省略—

### （２）主な高温適応技術の評価

#### ① 水稲

平成22年産については、高温耐性品種への転換、土づくり、肥培管理の徹底（穂肥、基肥の施用）や水管理（出穂後の通水管理、中干し、早期落水の防止）の徹底に効果が認められた。

移植時期の繰り下げは、出穂期が早まり、かつ、夏の後半に高温が続いたことから、登熟期間の高温遭遇を回避できず効果が十分発現しなかった地域がみられた。根系の生育につながる堆肥の施用や深耕の実施等の土づくりの徹底が高い効果があると推定される。また、作付け品種の特性や地域の気象条件などを踏まえて、栽植密度を決定する必要がある。

#### ② 大豆

大豆については、干ばつによる生育不良の障害に対しては畝間かん水の実施が障害の発生を抑制する効果が高いとの報告が最も多かった。また、適期・適正防除に留意する必要がある。

#### ③ ばれいしょ

浴光育芽、病虫害の防除の徹底し、病虫害のまん延防止を図る必要がある。

#### ④ 茶

かん水や棚施設のある茶園では「被覆」、「整枝」を実施することにより、ある程度の効果が認められた。

#### ⑤ 果樹（かんきつ類、りんご）

遮光資材やカルシウム剤（かんきつ類）、反射シート（りんご）、優良着色品種の導入を行った地域においては、日焼け果や浮皮、着色不良の発生を抑制する効果が認められた。

## ⑥ 野菜

地温抑制マルチや遮光資材の利用、高温耐性品種の導入、散水・かん水等の高温対策を行った地域においては、生育の安定や収量・品質の維持などの効果が認められた。

## ⑦ 飼料作物

耐暑性・耐病性に優れた草種・品種等の導入、飼料作物の生育に合わせた適正な管理を行うことが挙げられる。

## ⑧ 家畜

—省略—

## 4. 今後の対応方向

### (1) 生産対策・技術指導の推進

#### ① 水稻

稲作技術指導に際しては次の事項に十分留意し、基本技術の習熟及びこれの励行に重点をおいて指導する必要がある。

ア 高温耐性品種への転換

イ 肥培管理の徹底

ウ 水管理の徹底

エ 移植時期の繰り下げ

オ 地力向上と作土層の確保による根系の生育促進

カ 適正な初数の制御・誘導を行うための栽植密度の調整

#### ② 大豆

生育不良の障害については畝間かん水の実施、害虫の発生については発生予察等に基づく適期防除の実施等の基本技術の励行重点をおいて指導する必要がある。

#### ③ ばれいしょ

冷涼な気候を好むことから、他作物に比べて対策をとるには困難な面もあるが、当面は、浴光育芽の実施による中心空洞の軽減、病虫害の適期防除、適正な栽植密度、適正施肥等基本技術の励行を指導する必要がある。

#### ④ 茶

かん水技術が樹勢の衰弱、葉枯れ等の防止に効果的であることから、産地向けに適切なかん水に関する指導する必要がある。

#### ⑤ 果樹（かんきつ類、りんご）

果樹については、マルチ被覆、かん水、反射シート、高温耐性品種、カルシウム剤等が導入されており、一定の効果が得られている。

今後も、これらの技術や適正摘果等の基本技術の励行に加え、複数の技術の組合せによる総合的な対策の実施が重要である。

## ⑥ 野菜

葉茎菜類については、地温抑制マルチ、高温耐性品種、遮光資材等の技術において一定の効果が得られている。果菜類については、遮光資材、高温耐性品種、散水・かん水、循環扇等の技術において一定の効果が得られている。根菜類については、かん水、敷わら、地温抑制マルチ等の技術において一定の効果が得られている。

このように一定の効果が認められる技術については、今後も励行を図ることが重要であり、複数の技術を組み合わせて実施することが重要となる。

## ⑦ 飼料作物

耐暑性・耐病性に優れた草種・品種の導入、草地等の適正管理などにより草勢の維持することが必要かつ有効である。

## ⑧ 家畜

—省略—

## (2) 研究開発の状況と今後の課題

—省略—

## ● 2010年の猛暑下でのベントグリーンで発生した病害の傾向と対策

(ゴルフマネジメントの記事より)

2010年6～8月の記録的な高温が続いたことに関して、ゴルフマネジメント2月号に、(財)関西グリーン研究所の一谷所長の標記の記事を掲載されている。この記事では、平成22年の夏の猛暑日が続いて、大発生した生理障害や病害の特性や傾向について述べ、対策を挙げられている。

### 概要

2010年夏の猛暑日が続いて大発生した生理障害や病害の特性は、病害では葉枯細菌病などの細菌性病害が最も多く、赤焼病、炭疽病の順に認められその他の病気はほとんど見られなかった。生理障害では、焼け、軽微な乾燥害、ドライスポットなど5種類の生理障害が発生した。

猛暑下で発生したグリーンの被害は、生理障害発生後に主として発生歴がある病気が混発、併発、続発したと考えられる。このような発生様式から、毎年、初秋から翌年の梅雨期に掛けて更新作業などを行い、排水性や通気性の改善を図る必要がある。また、日常的には頻度と水量を考えた散水管理、適切な農薬の使用、軸刈りに留意した刈り高の調節、徒長を意識した肥培管理、風通しを考慮した芝草の生育環境改善、地温を少しでも下げるなどに創意工夫をこらす。

このような生理障害や病害に対する予防対策を取っていても、夏季の激しい気候変動下では各種の被害が発生することが多い。そこで、これをそれ以上に拡大させないため、まず、生理障害と病害の区別を迅速・正確に行い、前者には芝草の回復を図ることを第一とし、後者には正しい薬剤対応と芝草の回復を図る方策を立てるようになる必要がある。

## ○「平成23年農業技術の基本指針」について

農林水産省は、平成23年2月25日、都道府県等が農業技術施策を企画立案・実施する際の参考として、農政の重要課題に即した技術的対応に係る基本的考え方等を取りまとめています。毎年、情勢の変化に応じて見直しています。

本年の改定のポイントは、高温対策に関する記述を充実、食品衛生法に基づく米のカドミウム基準値の改正、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、技術対策の徹底について記述、農業者戸別所得補償制度の本格実施、「六次産業化法」の施行を受けて、技術対策の強化などです。

ここでは、病虫害防除、農薬に関連した事項等を中心に関係情報を紹介します。

指針の本文等につきましては下記のURLをご覧ください

(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/index.html>)

(概要)

## 「平成23年農業技術の基本指針」

はじめに

### I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向

#### (I) 食料自給率の向上

1～3(略)

#### (II) 農業生産工程管理(GAP)の導入・推進

#### (III) 食品の安全性の向上等

##### 1 農産物の安全性の向上

かび・かび毒対策

農産物にかびが付着し増殖すると、品質低下を招くばかりでなく、かびの種類によっては、それが産生するかび毒による汚染が起こる可能性がある。このため、生産・貯蔵段階において、かびの付着・増殖の低減・防止に向けた以下の対策に取り組む。

##### (ア) 生産段階

麦類の赤かび病の病原菌が産生するデオキシニバレノール・ニバレノールについては、「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別等の取組について、産地の実情に応じて、栽培基準、栽培マニュアル、防除指針等に位置付けるとともに、各産地で取り組まれている農業生産工程管理(GAP)の点検項目に追加する等により、汚染低減のための取組の実施を徹底する。

また、りんごの青かび病の病原菌が産生するパツリンによる汚染を防止するため、傷果の発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底、台風等で落果により土壤に触れた果実は原則として果汁原料用へ利用せず、やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果の選別等を徹底する。

##### (イ) 貯蔵段階(略)

##### (3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等

農薬

##### (ア) 農薬の適正使用の徹底

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(注1)等に基づき、適正使用の指導に取り組んできたところである。

しかしながら、適用作物の誤認や防除器具の洗浄の不徹底等の不注意に起因する農薬の不適正使用事例が見られている。

このため、「農薬適正使用の徹底について」(注2)に則り、引き続き、農薬ラベルに表示された適用作物、使用時期等の使用方法を十分に確認して使用すること、防除器具の十分な洗浄を行うこと等の指導を徹底する。なお、農産物直売所に出荷された農作物から適用のない農薬が検出される事例もあることから、農産物直売所に出荷を行う生産者に対しても指導を徹底する。

また、農地と住宅地の近接化により、農薬の飛散等による周辺住民とのトラブルが頻発している。このため、住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対しては、「住宅地等における農薬使用について」（注3）の周知を徹底し、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

さらに、土壌くん蒸剤であるクロルピクリン剤を使用した後、ビニール等で被覆しなかったために薬剤が揮散したことによる中毒事故が毎年発生している。このため、土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対しては、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（注4）に基づき、土壌くん蒸剤の取扱いについて、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守し、周辺に影響を与えないよう風向きなどにも十分注意するとともに、被覆を完全に行う等揮散防止措置を講ずるよう指導を徹底する。

一方、蜜蜂の減少問題については、多様な原因が考えられるが、農薬も原因の一つに挙げられていることから、蜜蜂への農薬の暴露を防ぐ必要がある。このため、養蜂が行われている地域の農薬使用者に対し、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守するとともに、農薬散布の際に養蜂家との緊密な連携を行う等十分な危害防止対策を講ずるよう指導を徹底する。

また、農薬登録を受けることなく、チラシ等何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材もしくは成分上農薬に該当し得る資材については、安全性や含有成分が確認されていないことから、生産現場において資材を使用しないよう、リーフレット等を用いて引き続き指導を徹底する。また、このような資材については、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（注5）に基づき、監視体制の強化を図り、製造者、販売者等への指導を徹底する。

（注1）「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）

（注2）「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

（注3）「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）

（注4）「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）

（注5）「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け19消安第10394号農林水産省消費・安全局長通知）

#### (イ) 農薬の保管管理等の徹底

農薬の用途外使用等誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、「農薬の保管管理等の徹底について」（注1）等に基づき、販売者、農業者等に正しい保管管理の方法等について徹底する。

（注1）「農薬の保管管理等の徹底について」（平成13年10月10日付け13生産第5344号農林水産省生産局長通知）

#### (ウ) 使用残農薬、空容器及び販売が禁止されている農薬の適正処理

やむを得ず使用後に残った農薬や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないよう適正処理を徹底する。また、その際、都道府県の指導の下、生産者団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回

収・処理を行う。また、農薬使用者が未だに所有する販売禁止農薬は、使用も禁止されているため、関係法令を遵守して適正に処理されるよう指導する。

< 関連情報（マニュアル等も掲載されています） >

農林水産省HP「農薬コーナー」

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

## 2 畜産物の安全性の向上

### (IV) 農業者の所得増大に向けた取組等の推進

#### 1 販売価格の向上と販売量の拡大

(略)

##### (5) 輸出に向けた生産体制の強化

(略)

なお、日本で特別な検疫措置を講ずることを条件に輸出が認められている品目について、一部の地域の農産物が相手国の輸入検査で不合格となった場合には、他の産地からの輸出にも影響を及ぼすことがあることから、各産地における検疫対象病害虫の防除や出荷段階での病害虫被害品の除去を徹底する。

また、我が国と輸出先国との残留農薬基準が異なる場合があり、国内の農薬使用基準を遵守したとしても輸出先国の残留農薬基準には適合せず陸揚げできない事例が散見される。このため、

- ① 輸出先国・地域政府で基準が設定されている農薬を使用すること
- ② 出荷前に必要に応じて残留農薬検査を実施すること
- ③ 輸出处の防除方法を検討すること

等により、輸出先国・地域政府における日本産農林水産物等の信頼性を強化する。

#### 2 コストの縮減

(略)

##### (2) 農業生産資材費の低減等

(略)

病害虫発生予察情報の活用による合理的な農薬利用に向けた使用薬剤の見直し（総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入・推進、防除体系の見直し）等生産資材の効率的な利用等を推進する。

#### 3 安定生産の推進

##### (1) 適切な病害虫防除の推進

###### ア 農薬の適正使用の推進

農薬を安全かつ適正に使用することは、農産物の安全の確保により国民の健康を保護することや、生活環境を保全するという観点から極めて重要である。

一方、作付体系、生産環境の変化等に伴う病害虫の発生様相の変化、薬剤耐性菌及び薬剤抵抗性害虫の出現による防除効果の低下、土壌病害虫やウイルス等の農薬だけでは対処が困難な病害虫の発生といった問題が生じている。

このため、農薬の使用に当たっては、周辺環境への影響等に配慮するとともに、薬剤耐性病害虫の発生を防ぐ観点から、以下の事項を徹底する。

- ① 病害虫・雑草の種類及び発生状況に応じた適切な有効成分・剤型の農薬を選定する。
- ② 農薬の使用量を必要最小限に留める。
- ③ 病害虫の発生がほ場の一部の場合、十分な防除効果が得られる範囲で部分的な農薬散布を実施する。

また、都道府県は、自らが作成する防除基準等の内容について、農薬使用基準との整合性を確認し、農業者の農薬の誤使用を招かないよう点検・見直しに努める。

#### イ 病虫害発生予察情報等の活用

適切かつ効果的な病虫害防除とするため、病虫害の発生動向を把握し、適期防除を実施することが重要である。

このため、都道府県病虫害防除所は、作物の生育状況、気象情報、病虫害の発生量等の調査を行い、これらの調査結果に基づき、より高精度できめの細かい病虫害発生予察情報を作成し、関係機関への迅速な情報提供と防除指導に努める。

また、普及指導センター、市町村及び生産者団体は、病虫害発生予察情報や要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病虫害の発生水準）の情報を活用し、農業者が防除の要否及び適期を適切に判断できるような的確な情報提供に努める。

#### ウ 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

##### ア) 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

病虫害防除に当たっては、病虫害発生予察情報を活用した適期防除に加え、伝染源の除去等による病虫害が発生しにくいほ場環境の整備を行うとともに、生物農薬、性フェロモン剤等様々な防除技術の適切な組合せによる化学合成農薬だけに頼らない総合的病虫害・雑草管理（IPM）を推進する。これにより、環境負荷を軽減するとともに農作物の安定生産に資する防除対策に取り組む。

都道府県においては、「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」、「IPM実践指標モデル」及び「IPMマニュアル」（独）農研機構中央農業総合研究センター）等を参考に、地域の病虫害の発生状況等に応じたIPM実践指標を策定し、これを活用したIPM実践地域の育成等に努めることにより、農業者によるIPMの実践を支援する。

##### イ) 難防除病虫害への対策

近年、トマト黄化葉巻病等のコナジラミ類及びアザミウマ類が媒介するウイルス病の発生が拡大している。これらのウイルス病は、媒介虫の防除が有効な対策であるが、多くの薬剤に対する抵抗性を持つ個体群の発生が確認され、農薬のみによる防除が困難となっている。

このため、健全種苗の使用、罹病株の早期抜取り、雑草の除草、黄色粘着板による誘殺、施設開口部への防虫ネットの設置、栽培終了後の蒸込み処理等様々な防除方法を組み合わせたIPMを実践する。

特にトマトへの被害が大きいトマト黄化葉巻病については、防除対策を取りまとめた「トマト黄化葉巻病への対応について」（注1）及び試験研究の取組成果を取りまとめた「トマト黄化葉巻病の総合防除マニュアル」（平成21年5月（独）農研機構野菜茶業研究所）を参考に、防除を徹底する。

その際、病虫害防除所、普及指導センター及び試験研究機関等は、これらの通知等を踏まえて、地域の特性に応じた難病虫害の防除対策の確立に努める。

（注1）「トマト黄化葉巻病への対応について」（平成19年5月18日付け農林水産省生産局種苗課長、野菜課長、消費・安全局植物防疫課長連名通知）

#### エ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策

平成18年5月に、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が導入されたことにより、これまで以上に農薬の飛散（ドリフト）による周辺作物への影響防止

対策の徹底が求められている。

このため、都道府県の農作物病虫害防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の部局、生産者団体等が連携して農薬飛散影響防止のための指導体制を整備するとともに、農薬飛散影響防止対策を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」等を参考に、農薬飛散影響防止対策を徹底する。

#### オ 空中散布の安全対策の強化

有人ヘリコプター又は無人ヘリコプターを利用して行う農薬の空中散布は、効率的で効果的な防除手段であるが、その実施に当たっては、安全対策を徹底するとともに、地域の関係者の理解と協力を得ることが重要である。

このため、都道府県は、「農林水産航空事業の実施について」（注1）、「農林水産航空事業実施ガイドライン」（注2）、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（注3）（以下「指導指針」という。）及び「平成23年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について」（注4）に基づき、

- ① 実施区域及びその周辺の地理的状況、障害物、建築物、転作田等の位置関係を勘案し、散布区域、使用薬剤等について十分に検討した上で実施計画を策定すること
- ② 実施区域周辺の学校、病院等の公共施設及び居住者等にあらかじめ空中散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等を連絡すること

等についての指導を徹底する。

特に、近年利用面積が増加している無人ヘリコプターによる空中散布については、面積の増加に伴い、より一層の安全対策の徹底が求められていることから、都道府県は指導指針に基づき、各都道府県単位及び市町村・実施区域単位で協議会を設け、当該協議会が各地域における安全対策の中心的役割を果たすよう指導を徹底する。

（注1）「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産省農林水産事務次官依命通知）

（注2）「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）

（注3）「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）

（注4）「平成23年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について」（平成22年11月8日付け22消安第6589号農林水産省消費・安全局長植物防疫課長通知）

#### (2) 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域を中心に全国的に深刻化している状況にあり、また、一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

このような事態に対処するため、市町村において、被害防止計画を作成し、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえつつ、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲や侵入防止柵の設置等の取組を総合的かつ計画的に推進する。なお、市町村が被害防止計画を作成するに当たり、都道府県は、試験研究機関や大学等の専門家の助言等を得つつ、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供や被害防止対策に関する技術的助言など、必要な援助に努める。

また、被害防止対策については、野生鳥獣の生態特性に応じた適切な対策を実施することが重要であることから、「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル（実践編）ー」（平成19年3月版）、「野生鳥獣被害防止マニュアルー鳥類編ー」、「野生鳥獣被

害防止マニュアル「ハクビシン」(平成20年3月版)、「野生鳥獣被害防止マニュアル「イノシシ、シカ、サル、カラス(捕獲編)」(平成21年3月版)、「野生鳥獣被害防止マニュアル「アライグマ、ヌートリア、キョン、マングース、タイワンリス(特定外来生物編)」(平成22年3月版)などを参考とし、次の事項(ア～エ)に留意する。なお、地域において被害防止対策を実施する際には、市町村、農林漁業に係る生産者団体、狩猟者団体、普及指導センター等の関係機関が一体となった実施体制を構築するとともに、市町村において鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を推進する。その際、必要に応じて、農林水産省が登録・紹介を行っている農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを活用する。

#### 4 知的財産の保護・活用(略)

### (V) 資源・環境対策の推進

#### 1 環境と調和のとれた農業生産の推進

##### (1) 農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業の推進

###### ア 環境保全型農業の位置付け及び推進方向

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業」をいい、環境に対する農業の公益的機能の向上に資するものである。

こうしたことも踏まえ、今後は全ての農業生産活動をより環境保全を重視したものに転換することを基本とし、具体的には全ての農業者が、①土づくりの励行、②適正な施肥、③発生予察情報の活用等による効果的・効率的な防除、④使用済み廃プラスチック等の適正処理、⑤エネルギーの節減等を内容とする農業環境規範を遵守した生産を行うことを目指す。

(略)

###### イ 農業環境規範の実践

###### ウ 環境負荷の低減、環境保全効果の高い営農活動の導入促進拡大

###### エ 農業生産資材・農業機械による環境負荷の低減のために特に留意すべき事項

###### (ア) 肥料による環境負荷の低減(略)

###### (イ) 農薬による環境負荷の低減

河川や湖沼への農薬流出による水質及び水生生物への影響、周辺への飛散による被害等を防止するため、「水質汚染防止のための農薬の適正使用の徹底について」(注1)及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(注2)に基づき、地形や散布時の気象等に十分配慮した農薬の適正使用の徹底を進めてきたところである。

しかしながら、使用残農薬や防除器具の洗浄液を排水路や河川に廃棄する、農薬のラベルに表示された止水期間を守らない等により魚介類へ影響を与えた事例が報告されている。

このため、引き続き使用残農薬の適正な処理や、水田等における農薬使用に際し使用方法に沿った水管理を行い、河川等への農薬の流出を防止するよう指導する。

(注1)「水質汚染防止のための農薬の適正使用の徹底について」(平成6年10月6日付け6農蚕第6086号農林水産省農蚕園芸局長通知)

(注2)「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)

2～5(略)

## II 営農類型別の技術的対応の方向

### (I) 水田作

### (II) 畑作

### (III) 園芸

#### 1 野菜

(略)

#### (3) 有害物質への対応

農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき販売が禁止されたドリ系農薬等の難分解性の化学物質を過去に使用していた産地にあつては、土壌や農作物の調査を行うとともに、必要に応じてこれらの物質を吸収しにくい他の品目への転換等の対策を徹底する。

また、国内登録実績がない除草剤の一種であるクロピラリドが残留した輸入粗飼料が給与された牛の排せつ物を原料とした堆肥を原因とするトマト等の生育障害の発生を防ぐため、各都道府県の施肥基準等に即した適切な堆肥の施用を推進する。また、輸入粗飼料が給与された牛の排せつ物を原料とした堆肥を用いて有機栽培や大規模な土壌改良を行うなど、慣行的・定常的な用量を超えて施用する場合は、ポットを用いた試験栽培等によって、クロピラリドの残留による生育障害が出ないことを確認するなどの措置を講ずる。

(略)

#### 2 果樹

(略)

#### (3) 重要病害虫の被害拡大防止対策の徹底

国内における安定的な果樹生産を図るため、病害虫対策を徹底する。

平成21年4月に東京都のウメで発生が確認されたウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）については、平成22年2月から植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく緊急防除を開始し、当該ウイルスに感染するおそれがある植物の移動禁止や感染樹の伐採等により、本病のまん延防止及び根絶に向けた対策を講じている。

また、これまでの調査で発生が見られなかった地域においても、当該ウイルスに感染するおそれがあるウメ、モモ、スモモなどの植物について調査を実施し、万が一感染を確認した際には早期防除に努める。本病の発生が疑われる場合には、速やかに各都道府県の病害虫防除所又は農林水産省植物防疫所に連絡するよう指導を徹底する。

カンキツグリーニング病菌については、農林水産省が喜界島において早期の撲滅を目指して緊急防除を実施している。本病の発生が見られる南西諸島の一部地域においては、引き続き被害拡大を防止するための感染樹の伐採処分及びミカンキジラミの防除を徹底する。なお、本病未発生の地域においてミカンキジラミの発生が確認された場合には、都道府県と植物防疫所が連携し、速やかに防除を行い、まん延の防止に努める。

りんご、なし等の火傷病については、「火傷病防疫指針」の周知徹底を図り、早期発見体制を構築することにより、侵入・まん延防止体制を強化する。

台湾向けに輸出するりんご、なし、もも等の生果実については、輸出検査においてモモシンクイガ等の食入により不合格となった事例が多数見られる。このため、台湾が要求する検疫条件に適合するよう、放任園地（管理不良園）を適切に管理するとともに、園地におけるモモシンクイガ等の防除や選果時の食害果の除去等を徹底する。

#### 3 花き

(略)

#### (IV) 畜産

1～4 (略)

##### 5 飼料作物等

飼料自給率の向上のため、以下の取組を推進する。

###### (1) 稲発酵粗飼料や飼料用米の利用拡大

(略)

稲に適用がある農薬については、飼料用米として利用される稲に対しても使用できるが、以下の農薬残留低減措置を講ずることについて、農業者等関係者に対し十分周知を徹底する。

- ① 出穂以降に農薬の散布を行う場合には家畜へは糞摺りをして玄米で給餌すること
- ② 粃米のまま、もしくは粃殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること
- ③ ただし、農薬残留に係る知見が得られ、安全性が確認された農薬成分については、①、②の措置を要しないこと（詳細は以下のHP等を参照すること）

<関連情報>

農林水産省HP「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」

[http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l\\_siryo/ine\\_manual/](http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/ine_manual/)

(独)農研機構畜産草地研究所HP「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」

<http://nilgs.naro.affrc.go.jp/project/esapro/esa-data/r-manual.htm>

農林水産省HP「多収米マニュアル及び多収品種パンフレットについて」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/tasyumai/t\\_manual/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/tasyumai/t_manual/)

#### III その他、特に留意すべき技術的事項等

##### (I) 農作業における安全の確保

(略)

##### (II) 主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項

(略)

#### ○ 平成22年に発表された病虫害発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、有害動植物の繁殖、気象、農作物の生育状況などを調査して、その発育と損害を予察し、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病虫害発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病虫害の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、重要な病虫害が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病虫害が多発することが予想され、早目に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病虫害を発見した場合、重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

ここでは、平成22年に各府県が発表した『特殊報』についてその概要をまとめてみました。

平成22年には、延べ89の特殊報が出されています。作物別にみると、水稻(10件)、小麦(1件)、大豆(1件)、バレイショ(1件)、野菜(37件)、花き(16件)、果樹(16件)、茶(4件)、

その他（3件）となっています。

病害虫別にみると、水稻のイネ南方黒すじ萎縮病（仮称）（8件）、きくのキク茎えそ病（5件）、うめのうめ輪紋ウイルスによる病害、茶のミカントゲコナジラミ（各4件）、マンゴーのチャノキイロアザミウマ（新規系統、トルコギキョウでも確認され4件）、レタスのレタスヒゲナガアブラムシ、なしのヒメボクトウ（各3件）、などの他、複数の府県において特殊報として発表されているものがあります（平成22年病害虫発生予察特殊報発表状況参照）。

各病害虫の生態及び発生活消長等の詳細については各都道府県の病害虫防除所のホームページに掲載されているので参考に願います。

ここでは、複数の都道府県で発表された病害虫の中から、いくつかについて、概要を紹介します。

### 【イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）】

平成22年8月、熊本県内の水稻で株が萎縮する症状が確認されました。調査の結果、国内で未発生の Southern rice black-streaked dwarf virus(SRBSDV)と確認されました（9月）。その後鹿児島県（9月）、広島県、長崎県、宮崎県、山口県、佐賀県（10月）、福岡県（11月）で発生を確認したことが発表されました。

本ウイルスは、セジロウンカによって媒介されることが確認され、水稻の他、トウモロコシ、イヌビエ、ミズガヤツリで感染することが確認されています。

防除対策は、水稻の生育初期に感染すると被害が大きくなるため、育苗箱施用剤を処理するなど生育初期からセジロウンカを防除します。

### 【きくのキク茎えそ病】

平成21年10月、宮崎県内の施設キクで茎や葉にえそ症状を呈する病害が発生しました。調査の結果、Chrysanthemum stem necrosis virus(CNSV)と確認されました（1月）。キク茎えそ病は、平成18年に広島県で確認された後、西日本～関東（平成22年1月現在14県で確認されており、九州では熊本県（20年）、鹿児島県（21年）で発生が確認されています。22年は三重県（6月2日）、宮城県（6月21日）、福岡県（7月9日）、山口県（7月8日）で発生を確認したことが発表されました。

本ウイルスはミカンキイロアザミウマで媒介されるほか、感染した親株からのさし穂による栄養繁殖でも感染することが知られています。

防除対策は、ミカンキイロアザミウマの防除の徹底、発病株の埋設又は焼却などの適切な処分、除草を徹底します。

### 【うめのウメ輪紋ウイルスによる病害】

平成22年6月、滋賀県内に植栽されているうめで、葉に退緑斑点や輪紋等の症状が発見されました。調査の結果 plum pox virus(PPV)の感染が確認されました（6月）。

うめでの感染は、平成21年に東京都青梅市で初めて確認されて以降、茨城県、神奈川県で感染が確認され、平成22年には滋賀県、埼玉県、大阪府、奈良県で発生を確認したことが発表されました。

本ウイルスは、モモ、スモモ等の核果類植物に広く感染する病原ウイルスで、1915年にブルガリアで発見されて以来、欧州、アジア、北米、南米でも確認されています。

本ウイルスはアブラムシにより媒介されるほか、穂木や苗を経由して感染します。なお、生果実からの自然感染は確認されていません。

防除対策は本ウイルスを媒介するアブラムシの防除の徹底、周辺雑草の除去、感染樹の除去、無病健全苗の使用です。

農林水産省では、植物防疫法に基づき平成 22 年 2 月 20 日からプラムポックスウイルスの緊急防除を実施しています。

また、このウイルスは感染から病徴が現れるまでに 3 年程度を要することから、農林水産省では各都道府県と共同で調査を継続しています。

### 【茶のミカントゲコナジラミ（チャ系統）】

平成 21 年 12 月、大分県内の茶園でミカントゲコナジラミと思われるコナジラミが発生しているとの報告を受け、調査した結果チャ寄生性ミカントゲコナジラミと確認されました（3 月）。ミカントゲコナジラミはカンキツの害虫として知られていますがチャに寄生するものの確認は初めてでした。

チャ寄生性ミカントゲコナジラミは、平成 16 年に京都府で初めて確認され、その後滋賀県、奈良県、三重県、島根県、福岡県、埼玉県及び岐阜県で確認されています。平成 22 年は大分県の他、岡山県（7 月）、兵庫県（9 月）、愛知県、静岡県（10 月）で発生を確認したことが発表されました。寄主植物はチャ、サザンカ、サカキ等ツバキ類です。（ミカントゲコナジラミは、カンキツ加害系とチャ加害系に形質の差異が認められています）

被害は、成虫及び幼虫により葉が吸汁加害されるほか、幼虫の排泄物によりすす病が発生する。茶の管理作業と成虫の発生時期によっては、作業者が虫を吸い込み、作業に支障を来すなど、不快害虫としての報告もあります。

防除対策は、本種の幼虫は下位葉の、成虫は新葉の葉裏に集まりやすいので、これらの部分をよく観察し早期発見に努め、発生が確認された園では、早期に薬剤による防除を行う。冬季のマシン油乳剤の散布は効果的です。発生が多い場合は中切を行い卵・幼虫の寄生葉を除去し、土中に埋設する等適切な処分を行うなどです。

### 【レタスのレタスヒゲナガアブラムシ】

平成 22 年 3 月、香川県内で、これまで国内で発生の報告のない本虫が発見されました。その後、福岡（5 月）長野（7 月）でも発生が確認されました。本種はヨーロッパ原産と考えられている害虫で、レタス等の寄主植物を吸汁加害するほか、他のアブラムシ類と同様に植物病原性ウイルスを媒介するとされています。

レタスでは、他のアブラムシ類が初期に外葉上に生息するのに対して、本種は新葉を好んで加害し、巻き葉の中や結球内部に入り込み増殖する性質を有し、リーフレタスなどの結球しない作物では、内部の葉や折りたたまれた葉に寄生します。このため、ほ場での発生に気付くのが遅れるおそれがあります。

寄主植物はレタスの他、セイヨウスグリ等のスグリ属、チコリ、エンダイブ、ペロニカ、コゴネグサ、ペチュニア、タバコなどといわれています。

本種は発生初期からレタスの結球内部に入り込むため、殺虫剤の効果が得にくい難防除害虫です。

防除対策は、アブラムシ類に登録のある薬剤の定植時の処理や、結球期前の定期的な防除を行うなどにより結球内部に入り込まないようにする注意する必要があります。

### 【ヒメボクトウ】

平成 21 年 6 月、宮城県内のナシの枝幹部でせん孔虫による被害が確認され、幼虫の形態や被

害症状からボクトウガ類の一種と推測され、農林水産省横浜植物防疫所に同定を依頼したところヒメボクトウと判明しました。

本虫によるナシやリンゴへの加害は徳島県、秋田県、山形県、長野県、福島県で確認されていましたが宮城県では初めてで、茨城県（4月）、千葉県（7月）でも被害が確認されました。

寄主植物はナシ、リンゴ、カキ、クリ、ブドウの他、ポプラやヤナギ類とされています。

被害は、枝や幹内部に穿孔した幼虫が集団で摂食、加害する。1か所の被害部位に20～30頭寄生することがあります。被害部からは木屑が排出されるほか、樹液が出て発酵臭を発する。木質部を縦横に穿孔、食害し、樹を衰弱させます。

防除対策は、枝幹の被害部位は、切除して適切に処分するほか、粗皮部は産卵場所となるので、休眠期に粗皮削りを行う。薬剤防除は生物農薬であるスタイナーネマ・カーポカプサエ剤（パイオセーフ）を幼虫発生期に使用する。

### 【チャノキイロアザミウマ（新規系統）】

平成22年2月、鹿児島県内のマンゴーほ場、ハウスミカンほ場で採集したチャノキイロアザミウマを遺伝子診断した結果、従来発生していた個体群とは異なる新規系統であることが分かりました。新規系統のチャノキイロアザミウマは、平成20年には高知県のピーマン、シシトウ及び沖縄県のピーマンで確認されていました。平成22年は鹿児島県の他、宮崎県のマンゴー（2月）、熊本県のトルコギキョウ（7月）愛媛県のマンゴー（12月）でも確認されました。

在来系統は61科200種以上（ツバキ、バラ、ミカン、ブドウ科など）に寄生することが報告されていますが、新規系統と遺伝的に類似した海外の系統ではパッションフルーツなど各種熱帯果樹、ピーマン、シシトウ、草木類、木本性マメ科植物など由来系統の寄生植物以外にも寄生することが知られています。

新規系統のチャノキイロアザミウマは、在来系統と外観的な違いがないため、判別する場合は遺伝子診断以外にありません。

被害は、新梢や新葉の裏面や花・幼果に寄生し、落葉させたり果実の表面を劣化させ、収量・品質の低下を招きます。トルコギキョウでは、花首部分のコルク化、蕾のわい化、新葉の奇形なども認められています。

防除対策は、施設内への侵入を防止するため、開口部に防虫ネットの展開や、光反射シートの設置等により侵入を防ぐとともに黄色粘着テープを設置し密度を低下させる。薬剤による防除を行う場合は、アザミウマ類に適用のある登録農薬を使用し、系統を変えてローテーション散布するなど、薬剤感受性の低下を防ぐよう留意する。

### 【各都道府県が発表した病虫害発生予察情報「特殊報」】

平成22年病虫害発生予察情報「特殊報」発表状況			
日付	府県名	作物名	病虫害名
1.07	熊本	トマト・ミニトマト	葉かび病レース 2.9、4.9.1
1.15	愛知	食用ミニバラ	バラハオレタマバエ
1.19	群馬	レタス	レタス根腐病
1.19	山口	きく	わい化病
1.20	熊本	すいか	スイカ退緑えそ病（仮称）
1.26	宮崎	きく	キク茎えそ病
1.26	和歌山	えんどう	エンドウ萎凋病
1.27	宮城	なし	ヒメボクトウ
2.01	鹿児島	マンゴー・ハウスミカン	チャノキイロアザミウマ
2.02	高知	きゅうり	キュウリ退緑黄化病

2.03	鹿児島	ショウガ・クルクマ	青枯病
2.05	高知	すいか	スイカ退緑えそ病（仮称）
2.09	埼玉	ほうれんそう	ハコベハナバエ
2.12	山梨	ダリア	ポテトスピンドルチューバーウイロイドによる病害
2.16	宮崎	マンゴー	チャノキイロアザミウマ
2.17	岐阜	トマト	トマト萎凋病レース3
2.19	群馬	ほうれんそう	ハコベハナバエ
3.01	大分	キク	キクわい化ウイロイド
3.04	宮崎	にら	ニラえそ条斑病
3.04	宮崎	ショウガ	ショウガ青枯病
3.18	大分	茶	ミカントゲコナジラミ
3.31	埼玉	ブロッコリー	菌核病
4.28	愛知	イチゴ	アオグロヒラタゴミムシ
6.02	三重	きく	キク茎えそ病
6.14	広島	ねぎ	ネギ根腐病
6.15	香川	レタス	レタスヒゲナガアブラムシ
6.16	滋賀	うめ	プラムボックスウイルスによる病害
6.16	福岡	レタス、リーフレタス、サラダナ	レタスヒゲナガアブラムシ
6.21	宮城	きく	キク茎えそ病
7.08	山口	きく	キクえそ病
7.09	福岡	きく	キク茎えそ病
7.09	福井	すいか	スイカえそ斑点病
7.16	岡山	茶	ミカントゲコナジラミ
7.20	熊本	トルコキキョウ	チャノキイロアザミウマ
7.23	埼玉	うめ	うめ輪紋ウイルスによる病害
7.23	奈良	うめ	うめ輪紋ウイルスによる病害
7.23	大阪	うめ	うめ輪紋ウイルスによる病害
7.29	長野	ひめゆり	ジャガイモクロバネキノコバエ
7.29	長野	りんご	リンゴ葉巻萎縮病
7.29	秋田	小麦	小麦条斑病
8.03	鳥取	ねぎ	黒腐菌核病
8.04	新潟	大豆	縮葉モザイク病
8.05	群馬	トマト	トマト黄化病
8.27	宮崎	マンゴー	アカマルカイガラムシの一種
9.01	茨城	なし、りんご	ヒメボクトウ
9.01	栃木	ひまわり（鉢物）	アワダチソウグンバイ
9.10	千葉	なし	ヒメボクトウ
9.13	兵庫	茶	ミカントゲコナジラミ
9.15	長野	りんどう	炭そ病
9.15	京都	とうがらし	トウガラシえそモザイク病（仮称）
9.16	熊本	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
9.17	沖縄	イネ科牧草、さとうきび	アフリカシロナヨトウ
9.28	福井	トマト	トマトすすかび病
9.28	鹿児島	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
10.01	広島	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
10.01	沖縄	おくら	半身萎凋病
10.04	茨城	たばこ	クロメンガタズメ
10.05	長崎	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
10.14	愛知	サザンカ、ツバキ類	ミカントゲコナジラミ（チャ系統）
10.14	宮崎	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
10.15	鹿児島	イネ科牧草、さとうきび	アフリカシロナヨトウ

10.18	山口	イネ	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
10.18	高知	ナス	ミツユビナミハダニ
10.18	佐賀	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
10.19	愛知	イチジク	イチジクヒトリモドキ
10.19	愛知	キュウリ	キュウリホモプシス根腐病
10.24	岐阜	甘長とうがらし	ナスコナカイガラムシ
10.27	静岡	茶	ミカントゲコナジラミ
11.08	東京	アブラナ科作物	ケブカノメイガ
11.09	佐賀	ブロッコリー	トビイロシワアリ
11.11	福岡	水稲	イネ南方黒すじ萎縮病（仮称）
11.12	千葉	水稲他	ミナミアオカメムシ
11.16	京都	水稲	ミナミアオカメムシ
11.16	長崎	ばれいしょ	トビイロシワアリ
11.19	徳島	ハウレンソウ	ハウレンソウべと病レース 8
11.24	茨城	サツマイモ	アワダチソウグンバイ
11.25	宮城	ブルーベリー	ブルーベリー赤色輪点病
11.29	長崎	いちご	チビクロバネキノコバエ
11.30	福島	ユキヤナギ	ユキヤナギハマキフシダニ
12.01	長野	レタス	レタスヒゲナガアブラムシ
12.01	長野	レタス	レタス根腐病レース 3
12.03	岐阜	ハウレンソウ	ハウレンソウべと病レース 8
12.06	長野	ブルーベリー	ブルーベリー白紋羽病（仮称）
12.09	宮城	トマト	トマトすすかび病
12.13	愛媛	マンゴー	チャノキイロアザミウマ（新規系統）
12.14	山口	キク	キク茎えそ病
12.16	島根	ブルーベリー	リンゴサビダニ
12.21	埼玉	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
12.22	埼玉	トマト	すすかび病
12.28	沖縄	ナス	ミツユビナミハダニ

（参考） 平成 23 年病虫害発生予察特殊報発表状況

日付	府県名	作物名	病虫害名
1.07	栃木	日本なし	ナシシンクイタマバエ
1.07	愛媛	キウイフルーツ	キクビスカシバ
1.11	栃木	トルコギキョウ	トルコギキョウ黄化葉巻病
1.14	岐阜	イチジク	イチジクヒトリモドキ
1.19	長野	レタス、セルリー等の葉洋菜類	ニセタマナヤガ
1.26	宮城	ブルーベリー	ブルーベリーバルデンシア葉枯病
1.31	山梨	ブルーベリー	ブルーベリー赤色輪点病
2.16	岩手	キク科、ナス科、ウリ科、アブラナ科、イチゴ、ポインセチア、トルコギキョウなど	タバココナジラミ バイオタイプ B
2.25	鹿児島	ハウス栽培マンゴー	マンゴーキジラミ
3.11	岐阜	ナシ	ヨシブエナガキクイムシ
3.16	北海道	水稲	MB I-D 耐性菌いもち病菌

## ● 農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正について

農林水産省は、農薬登録申請の際に必要な作物残留試験の試験例数の改正等を内容とする関係通知の一部を改正することとして、意見・情報を募集しました。

今回の改正（案）の内容は、「作物残留試験」の試験例数、分析法の妥当性確認や精度管理及び分析部位についてです。

- ①「作物残留試験」の試験例数の見直しは、現行では、作物の種類に関わらず「2例以上」としていたものを、生産量等に応じて「2例以上」、「3例以上」又は「6例以上」とするもの。また、圃場試験の基準も改正される予定（施行予定、平成26年10月）。
- ②「分析法の妥当性確認」等の改正は、分析法の妥当性確認のための添加回収試験の分析回数等の変更や、分析法の精度管理に内部精度管理及び外部精度管理の導入（施行予定、平成23年10月）。
- ③分析部位の見直しについては、我が国の分析部位とCodex（及びOECDテストガイドライン）の分析部位の異なる作物について、FAOマニュアル及びOECDテストガイドラインを参考に、「運用」を一部改正（施行予定、平成26年4月）。

しようとするものです。

詳細は

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550001306&Mode=0>を参照願います。

## ● 食品、添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、下記の農薬成分について設定・改訂し公表した。

- ①平成22年10月20日付け食安発1020第1号（アミスルブロン、イプロベンホス、スピロテトラマト、トリルフルアニド、ピリフルキナゾン、ブタミホス、フルアクリピリム及びミルベメクチン）。
- ②平成22年11月9日付け食安発1109第1号（アジムスルフロン、クロメプロップ、シフルフェナミド、スピロメシフェン、ピリプロキシフェン、ピリミスルファン、プロチオコナゾール、プロパモカルブ、ペントキサゾン、1-メチルシクロプロペン及びルフェヌロン、（クロフェンセツトは残留基準を削除））
- ③平成22年11月10日付け食安発1110第1号（イミベンコナゾール、フルシラゾール及びメトラクロール）
- ④平成22年12月13日付け食安発1213第1号（アズキシストロビン、クロルフェナピル、シエノピラフェン、シフルメトフェン、パクロブトラゾール、ビフェントリン、フルフェンピルエチル、プロピリスルフロン、プロボキシカルバゾン及びメトキシフェノジド）
- ⑤平成23年2月16日付け食安発0216第1号（エトプロホス、ジクロスラム、スピネトラム、チアゾピル及びトリブホス、（クロルエトキシホスは残留基準を削除））
- ⑥平成23年3月15日付け食安発0315第1号（エトフェンプロックス、グルホシネート及びシアゾファミド）

## ● 協会からのお知らせ

### 1 「緑の安全管理士」認定研修及び管理士会支部大会

#### (1) 「緑の安全管理士」の認定

① 平成 22 年度「緑の安全管理士」資格認定研修会が 11 月 8 日(月)～10 日(水)、東京新橋の共栄火災海上保険(株)研修室で開催され、研修会終了後に実施された認定試験の結果、11 月 15 日(月)開催された認定審査会の審議を経て、59 名が新たに「緑の安全管理士(ゴルフ場・緑地分野)」と認定されました。

また、同時に行われた審査会で 9 月 27 日(月)～10 月 1 日(金)に(社)日本植物防疫協会主催の第 73 回植物研防疫研修会を受講し、認定試験に合格した 65 名が新たに「緑の安全管理士(農耕地分野)」と認定されました。

② 平成 23 年 2 月 15 日(火)に開催された認定審査会で 1 月 24 日(月)～1 月 28 日(金)に日本植物防疫協会主催の第 74 回植物研防疫研修会を受講し、認定試験に合格した 60 名が新たに「緑の安全管理士(農耕地分野)」と認定されました。

#### (2) 平成 22 年度「緑の安全管理士」支部大会及び更新研修

平成 22 年度「緑の安全管理士」更新研修及び支部大会は下記日程で開催され盛会のうちに終了しました。

○平成 22 年度の出席者は下表の通りです。

会場	開催日	参加者		
		更新者	一般	計
札幌	11 月 25 日(木)	24	70	94
仙台	12 月 1 日(水)	39	108	147
東京 A	11 月 17 日(水)	66	189	255
東京 B	11 月 29 日(月)	61	218	279
名古屋	12 月 10 日(金)	34	90	124
大阪	2 月 17 日(木)	35	87	122
岡山	2 月 16 日(水)	34	52	86
福岡	2 月 15 日(火)	41	54	95
計	—	334	868	1202

#### ○研修テーマ内容

- ・農薬行政の動向
- ・公園・街路樹の病害虫・雑草管理について
- ・農薬の作用機構(殺虫剤)と効果的な使用方法
- ・芝地等に於ける最近の病害虫・雑草の発生動向

#### (3) 「緑の安全管理士」の皆さんへの連絡

##### ① 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格有効期限平成 22 年度(H23.3.31 まで)の方で、今回、諸々の事情で更新研修会に欠席し更新できなかった方で、資格復活を希望される方は欠席理由書を添付の上、事務局あてに連絡下さい。

場合により次年度の更新研修会への参加資格を授与いたします。ただし、23 年度の資格は一時失効となります。

##### ② 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」資格取得された方には認定証を発行しておりますが、紛失等で再

発行を希望される方は、再発行願いに必要事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。尚、再発行願いは以下からダウンロードできます。

③「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

資格更新案内や情報の提供等のご案内はお届けいただいた所属先に送付させていただいております。毎年、何件かが宛て先不明で戻ってまいり、連絡先の調査に苦慮しています。届け出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。

尚、FAX 又は郵送で変更届けをされる方は当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷して、訂正事項をご記入の上お送り下さい。

## 2 理事会・総会の開催

平成 22 年度第 2 回理事会及び第 19 回通常総会

平成 22 年 3 月 25 日(金) 13:30～ 開催

## 3 講師派遣事業の実施

(1) 内容：都道府県、農業団体等からの農薬等に係る研修会等の講師派遣依頼に対応して、的確な講師を派遣します。

(2) 手続き：講師派遣を希望する方は、当会会長あてに「講師派遣依頼書」(当会のホームページからダウンロードして下さい。)を提出して下さい。当協会から、受諾する旨の「講師派遣受諾書」を返送いたします。

(3) 費用：講師派遣に要する費用は無料です。但し、教材等の作成に要する費用については実費を請求(詳細は、相談させていただきます)させていただくことがあります。

(4) 窓口：当協会の事務局長 常木洋和

電話番号： 03-5209-2511

FAX 番号： 03-5209-2513

メール： midori@midori-kyokai.com

## 4 電話相談室

(1) 内容：農業生産者、一般市民からの農薬に関する問い合わせ及び相談に応じます。

(2) 名称：農薬総合相談室(略称「農薬でんわ相談」)です。

(3) 費用：無料です。

(4) 電話番号： 03-5209-2512

(5) 農薬安全相談室長 1 名が担当者として対応します。また、当該室の円滑な運営のため、当会事務局が支援します。

## 5 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

### (1) 農薬の安全性についての「リーフレット」

農薬工業会と(社)緑の安全推進協会では、農薬の役割、安全性、環境への影響、使用に当たっての保護具、保管管理についてのリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介しています。ご入用の方は、(社)緑の安全推進協会へFAX等でご連絡ください(無料です)。詳細は当協会のホームページ をご覧ください。

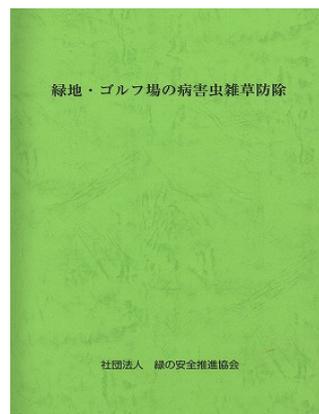
## (2) 緑地・ゴルフ場・農薬についての出版物

### ・「緑地・ゴルフ場の病害虫雑草防除」((社) 緑の安全推進協会編)

ゴルフ場の芝の管理についての考え方、特徴・管理の実際について概説するとともに、芝、樹木を加害する害虫、病害の診断・生態・防除法も詳述しています。雑草については、生育特性とその防除法を図も交えて解説しています。

防除技術としての基礎知識、散布法、防除機器の解説のほか、農薬の適正使用のための留意事項、登録農薬の一覧なども掲載されており、本書はゴルフ場の芝生、一般の緑地の病害虫防除の参考書としてご利用いただけます。

B 5判、338 頁、定価 1500 円 (消費税込み、送料実費)



### ・「なるほど! なっとく! 農薬Q&A」(2010年改訂版)(農薬工業会編)

農薬についての正しい情報が伝わるよう本書の出版が企画されました。

分かりやすいと好評であった、「農薬Q&A(初版:平成19年)」を全面改定し、より平易な表現に改め、イラストや図表などを多く取り入れ読みやすくなるよう心がけ、新しい知見や法改正などを反映させました。本書は、農薬の適正使用を指導される方々をはじめ農薬について知りたいとお考えの一般の方々にも十分ご理解いただけるものと思います。農薬についての疑問に答え、農薬に関する正しいが得られます。

B 5判、274 頁、定価 1300 円 (消費税込み、送料実費)



### ・「グリーン農薬総覧」(2011年版)((社) 緑の安全推進協会編) NEW

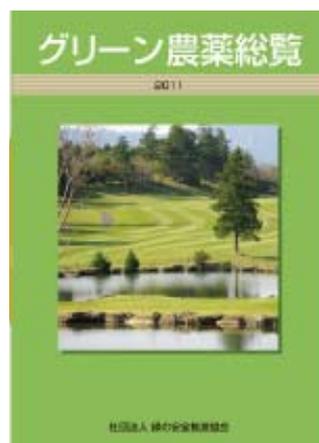
本シリーズは、芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説したもので、農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のためのバイブルとして広くご活用され、ゴルフ場及びその他の分野における緑の保全に大いに貢献していると好評を博しています。

主な内容は、

1. 前回刊行以降新しく登録(2010年12月末まで)並びに適用拡大縮小等の変更のあった農薬の追加、変更等薬剤の特長、使い方のポイントなど
2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類(ばら、観葉植物含む)の病害虫及び雑草防除の手引き
4. 関連法規、通達事項などです。

B 5判、618 頁、定価 4,500 円 (消費税・送料込み)

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会 (03-5209-2511) まで



### (3) 「樹木等の病虫害防除に関する手引」

緑の安全推進協会では、街路樹、公園、公共施設、庭園などの樹木類に対して病虫害防除をする際の参考資料として、農林水産省農産安全管理課農薬対策室のご指導により、表記の手引書を作成しました。手引書は、当協会のホームページ

(<http://www.midori-kyokai.com/pdf/jyumoku-tebikiB.pdf>) でご覧いただけます。参考にして安全な防除に努めてください。

# みどりのたより

第48号

発行日 平成23年3月28日  
発行 (社) 緑の安全推進協会  
〒101-0047

東京都千代田区内神田3-3-4  
(全農薬ビル5階)

TEL 03-5209-2511  
FAX 03-5209-2513  
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>